令和2年度

日本留学海外拠点連携推進事業

海外拠点 公募

Q & A

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 学生・留学生課留学生交流室

目次

1		事	単の)背景・目的1
	問	1 —	1	「日本留学海外拠点連携推進事業」の趣旨は何か。
	問	1 —		本事業における日本留学サポート体制とは具体的にどのようなものを想定し ているか。
2	2 -	募缜	集内	9容1
	問	2 –		外国人留学生の受入れ増加に関する具体的な数値目標を設定しなければなら ないか。
	問	2 –	2	目標が達成できなかった場合のペナルティーはあるか。
	問	2 –	3	成果指標として、指定されている3つ以外のものを設定可能か。1
	問	2 –	4	申請地域内の全ての国で取組を行う必要があるか。 2
	問	2 –		既存の取組を行っている場合であっても、新たな事業を立ち上げる必要があるか。2
	問	2 –		オールジャパンでの取組とあるが、申請法人を優遇する取組は認められるか。
	問	2 –		取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように 取り扱えばよいか。
	問	2 –		申請法人は、あらかじめ申請地域内で事務所等の拠点を設けている必要があるか。2
	問	2 –		公募要領4. (1)の要件は、申請地域内における実績を有することを求める ものか。
	問	2 –	1	O 留学コーディネーターは、何か特定の資格・用件が求められるか。 3
	問	2 –		1 留学コーディネーターは、海外拠点やサテライト拠点に常駐する必要があるか。
	問	2 –	1	2 留学コーディネーターとして雇用すべき人数等の制限はあるか。 3
	問	2 –	1	3 サテライト拠点とは何か。また、設置する必要があるのか。
	問	2 –	1	4 海外拠点とサテライト拠点は、別の国に設置する必要があるのか。 4
	問	2 –		5 申請地域現地における基盤はサテライト拠点とすることとし、海外拠点は 新規に設置することとすることは可能か。
	問	2 –	f	6 公募要領4. (1)の要件について、本公募への申請の後、事業開始までの間に新たに海外事務所を設置する場合、「現地における基盤を有する」と見なされるか。
	問	2 —	1	7 成果指標とされている「高等教育機関への外国人留学生」の定義はあるか。

			4
	問2-1	8 留学コーディネーター等、本事業で雇用する人員は、本事業の専任でなくはならないか。	
3	. 申請	者等	5
	問3-1	連携機関数として想定している参加機関数はどれくらいか。	5
	問3-2	高等教育機関以外の機関が申請することは可能か。	5
	問3-3	実施計画を選定する委員が所属する法人が申請することは可能か。	5
	問3-4	在外公館・現地政府機関等への協力は必要か。	5
	問3-5	連携機関からの人的・物的・財政的支援は、申請時点で確実なものである必があるか。	_
	問3-6	再委託の相手方は大学でなく一般企業でも問題無いか。	5
4	選定	牛数	6
	問4-1	選定件数はどの程度を予定しているか。	6
	問4-2	具体的な予算額はどの程度を予定しているか。	6
	問4-3	毎年度の交付額は、公募要領に記載されている基準額が5年間保証されるか	-
5	. 実施	朝間等	6
	問5-1	委託期間は、必ず5年間である必要があるか。	6
	問5-2	実施期間の3年目に中間調査を実施するとあるが、具体的にはどのような査を予定しているか。	
	問5-3	委託期間終了と同時に本事業を終了してもよいか。	6
	問5-4	事業開始日予定の平成31年4月1日から海外拠点やサテライト拠点におけ 活動を開始しなくてはならないか。	
6	. 事業(の実施	7
	問6-1	事業開始後に実施計画を変更することは可能か。	7
	問6-2	事業開始後の実施計画の軽微な変更であれば、届け出ればよいか。	7
7	. 経費		7
	問7-1	採択された場合、事業開始前(契約締結前)に実施した事業について遡って 費を充当できるか。	
	問7-2	契約額は、どのように算定されるか。	7
	問7-3	委託契約額に合わせる形で申請時に内容を変更することは可能か。	7

問7-4 実施計画書に定める事業担当者(申請法人在籍の教職員)について、人件費を 支出することは可能か。	_
問7-5 既に在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員と して本事業に関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは 可能か。	ţ
問7-6 本委託費から人件費を支出されている教員が、他の競争的資金を受けて教育 研究を行うことは可能か。	
問7-7 採択された事業計画が、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも委託費を使用することは可能か。	
問7-8 学生への経費(奨学金や交通費等)を支出することは可能か。8	3
問7-9 申請法人の海外現地での施設使用料等に費用を充当することは可能か。 8	}
問 7 - 1 0 学生や連携機関等に、イベント等で何らかのグッズ等の配布を行うことに 可能か。	
8. 審査方法・基準等)
問8-1 有識者による「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会」の構成員はどのような者か。	
問8-2 「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会」の委員の氏名は公表されるか 	•
問8-3 面接審査が実施される場合、申請法人以外の者が出席することは可能か。 9)
9. その他9)
問9-1 中間評価、事後評価はどのように行われるか。また、評価基準はどのようなものになるか。	_
問9-2 毎年度のフォローアップはどのように行われるか。	.

1. 事業の背景・目的

問1-1 「日本留学海外拠点連携推進事業」の趣旨は何か。

答 社会や経済のグローバル化が進展し、世界的な留学生獲得競争が激化する中、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020年に「留学生30万人計画」の実現を目指すことが明記されました。また、平成25年12月に策定された「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」において、我が国の発展に特に寄与すると考えられる重点地域等が示されました。これに基づき、様々な機関の垣根を越え、オールジャパンで日本留学を促進するための司令塔となる留学コーディネーターを配置する「留学コーディネーター配置事業」を平成26年度から実施してきたところです。

当該事業に係る平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセスでの評価結果や、同年度にまとめられた「外国人留学生の受入推進に関する有識者会議」提言を踏まえ、当該事業を拡充・発展させ、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫したオールジャパンの日本留学サポート体制の実現を目指します。

- 問1-2 本事業における日本留学サポート体制とは具体的にどのようなものを想 定しているか。
- 答 本事業において設置する海外拠点及び日本本部を中心とし、海外の現地国機関(政府機関、教育機関、帰国留学生会等)、日本関連機関(在外公館、国際協力機構(JICA)、日本貿易振興機構(JETRO)、国際交流基金(JF)等)及び日本の高等教育機関等と連携するオールジャパンの体制を想定しています。

2. 募集内容

- 問2-1 外国人留学生の受入れ増加に関する具体的な数値目標を設定しなければ ならないか。
- 答 今回公募する地域については、高等教育機関への外国人留学生数を、事業最終年度までに事業開始前年度(令和元年度)時点の人数から少なくとも1.4倍とさせることを目指すものです。その間の各年度の目標については、申請法人が適宜適切な数値を設定することとなります。

また、上記目標の達成に向けた取組による成果を把握するための成果指標を3つ設定しています。詳細は公募要領別紙の「 . 共通事項」を御参照ください。

- 問2-2 目標が達成できなかった場合のペナルティーはあるか。
- 答 実施期間の3年目に成果を検証する中間調査の実施を予定しており、調査の結果により、委託費の配分や実施期間を見直す場合があります。
 - 問2-3 成果指標として、指定されている3つ以外のものを設定可能か。
- 答 申請法人が任意の数値を設定可能ですが、審査においてその妥当性が評価されるこ ととなります。

- 問2-4 申請地域内の全ての国で取組を行う必要があるか。
- 答 必ずしも申請地域内全ての国で取組を行う必要はありません。戦略的な事業実施のため、優先して取組を行う国を設定してください。詳細は公募要領別紙の「 . 事業対象となる重点地域の事情を勘案した事項」を御参照ください。
 - 問2-5 既存の取組を行っている場合であっても、新たな事業を立ち上げる必要 があるか。
- 答 既存の取組を行っている場合であっても申請は可能ですが、本事業を行うことにより り既存の事業を発展させるような計画としてください。
 - 問2-6 オールジャパンでの取組とあるが、申請法人を優遇する取組は認められるか。
- 答 本事業は申請法人のリソースを活用する形になりますが、取組はあくまでオール ジャパンとしての立場で実施することが求められます。特定の機関を優遇する事業計 画は認められません。
 - 問2-7 取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えばよいか。
- 答 既に他の補助金等により経費措置を受けて実施している取組については、本事業で行う取組との違いについて明確に区分することが必要です。このため、各指標の目標 も本事業として実施する取組の範囲内で設定することが必要です。
 - 問2-8 申請法人は、あらかじめ申請地域内で事務所等の拠点を設けている必要があるか。
- 答 公募要領に「4.選定要件」として記載しているとおり、本事業により申請地域内に設置する海外拠点となる、現地における基盤を有することが必要です。現地における基盤とは、申請法人の海外事務所等を想定しています。また、連携機関の事務所等を基盤とすることも可能です。なお、申請法人以外の者の事務所等をサテライト拠点ではなく海外拠点の基盤として計画を策定する場合は、活動の中心となる拠点を申請法人以外の者の事務所等に設置することになることを踏まえ、その妥当性や、事業の実施に差し支えが無いか等が分かるよう実施計画書に記載してください。

なお、審査基準の「 審査方法」に記載しているとおり、公募要領「4.選定要件」を満たすことが実施計画書において確認できない場合、当該実施計画書は審査対象外となりますので、御留意ください。

- 問2-9 公募要領4.(1)の要件は、申請地域内における実績を有することを求めるものか。
- 答 海外において事業を行った実績を有することを求める要件であるため、申請地域外 における実績であっても要件を満たすこととなります。

なお、審査基準の「 審査方法」に記載しているとおり、公募要領「4.選定要件」を満たすことが実施計画書において確認できない場合、当該実施計画書は審査対象外となりますので、御留意ください。

問2-10 留学コーディネーターは、何か特定の資格・用件が求められるか。

答 特定の資格・要件は必要なく、学歴・研究歴等も問いませんが、以下のような人物 を想定しています。

業務遂行に必要な語学能力、コミュニケーション能力を有する。

申請地域での長期滞在経験又は豊富な渡航経験を有し、当該地域の状況を十分理解 している。

日本又は海外の教育・研究機関において、留学生交流業務に携わった経験を有する。 日本又は海外において、対外交渉、現地機関との連絡調整等、留学生交流における 実務経験を有する。

日本と申請地域との相互理解・交流の促進に強い関心と意欲を有するとともに、留 学生交流の推進に必要な人的ネットワークを有する、あるいは構築できる能力を有 する。

- 【例】・在外公館の留学生交流担当及びその経験者
 - ・大学の教員又は元大学等の教員で留学生の教育指導経験が豊富な者
 - ・元 JICA 等の専門家で現地の社会開発・留学政策を調査・研究した者
- ・現地の日系企業従事者等、現地の経済状況・人材育成ニーズ等に精通した者 また、海外拠点又はサテライト拠点において、本事業における取組を実施するため に必要な知見・経験を持つとともに、申請地域内で使用されている言語により対応で きる体制を現地に整備する必要があります。
- 問2-11 留学コーディネーターは、海外拠点やサテライト拠点に常駐する必要があるか。
- 答 原則として、申請地域内に常駐し本事業の取組を実際に行う者を留学コーディネー ターとします。

問2-12 留学コーディネーターとして雇用すべき人数等の制限はあるか。

答 制限はありませんが、留学コーディネーターを補助する事務員を含め、実施計画を 遂行するための海外拠点体制として適切な人数を雇用してください。

- 問2-13 サテライト拠点とは何か。また、設置する必要があるのか。
- 答 今回募集する地域については、現状の拠点のみでは体制や立地面から高い頻度で働きかけることが困難な範囲に対し、活動を展開するため、サテライト拠点を設置することとしました。そのため、各重点地域内での設置は必ず行う必要があります。

また、サテライト拠点は、留学コーディネーターが配置され、海外拠点と同様に本事業の目的を達成するための機能を有し、日常的に拠点としての対応・活動を行うことができるものを想定しています。

なお、サテライト拠点を一拠点以上設置した上で、事業の効果的な実施のために、 限定的な運用を行う拠点(例えば、留学コーディネーターが週に1日程度巡回し活動 するもの等)を設置することについては、差し支えありません。

- 問2-14 海外拠点とサテライト拠点は、別の国に設置する必要があるのか。
- 答 サテライト拠点設置の趣旨が、問2-13での回答であるため、別の国に設置する 必要があります。なお、サテライト拠点を複数設置する場合は、拠点設置国にもう一 拠点設置することを妨げるものではありません。
 - 問2-15 申請地域現地における基盤はサテライト拠点とすることとし、海外拠点は新規に設置することとすることは可能か。
- 答 公募要領に「4.選定要件」として記載しているとおり、本事業により申請地域内 に設置する海外拠点となる、現地における基盤を有することが必要です。現地におけ る基盤とは、申請法人の海外事務所等を想定しています。

なお、審査基準の「 審査方法」に記載しているとおり、公募要領「4.選定要件」を満たすことが実施計画書において確認できない場合、当該実施計画書は審査対象外となりますので、御留意ください。

- 問2-16 公募要領4. (1)の要件について、本公募への申請の後、事業開始までの間に新たに海外事務所を設置する場合、「現地における基盤を有する」と見なされるか。
- 答 この場合、公募要領4.(1)の要件を満たすかどうかの確認ができないこととなります。審査基準の「審査方法」に記載しているとおり、公募要領「4.選定要件」を満たすことが実施計画書において確認できない場合、当該実施計画書は審査対象外となりますので、御留意ください。
 - 問2-17 成果指標とされている「高等教育機関への外国人留学生」の定義はあるか。
- 答 「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、我が国の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生を指します。

- 問2-18 留学コーディネーター等、本事業で雇用する人員は、本事業の専任で なくてはならないか。
- 答 雇用上のエフォートを管理した上で、別の業務との兼任も可能です。その際は、本事業に従事した部分のみ、本委託費から支出することとなります。経費の支出の考え方については、本 Q&A の「7.経費」も御参照ください。

3. 申請者等

- 問3-1 連携機関数として想定している参加機関数はどれくらいか。
- 答 特に想定はありませんが、在外公館や現地における日本関連機関、現地政府機関等、 申請法人の実施計画を遂行するために必要な機関及び機関数が求められます。
 - 問3-2 高等教育機関以外の機関が申請することは可能か。
- 答 可能ですが、日本の高等教育機関における外国人留学生の受入れの増加を主たる目的とする事業であることに留意してください。
 - 問3-3 実施計画を選定する委員が所属する法人が申請することは可能か。
- 答 可能です。選定の際には、委員本人が利害関係者と見なされる申請にかかる個別の 審査については、当該委員は参加しないこととなります。詳細は審査要項の「 そ の他」を御参照ください。
 - 問3-4 在外公館・現地政府機関等への協力は必要か。
- 答 本事業は海外の現地国機関、日本関連機関及び日本の高等教育機関等との連携を前提としており、相互に協力する関係を構築する必要はありますが、これらの機関への金銭的な支援は必ずしも必要ではありません。
 - 問3-5 連携機関からの人的・物的・財政的支援は、申請時点で確実なものである 必要があるか。
- 答 必ずしも事業開始1年目からの支援を求めるものではありませんが、申請時点において連携機関と具体的な協議が進んでいる等、支援が見込める場合はその旨を実施計画書に記載してください。
 - 問3-6 再委託の相手方は大学でなく一般企業でも問題無いか。
- 答 再委託の相手方に関する要件は特段ありませんが、再委託の内容を着実に実施することができる機関を選定してください。また、契約上の観点から、再委託における所要経費は真に必要な範囲に限定するほか、申請法人での所要経費と比べて適当な配分となるよう考慮する必要があります。なお、再委託を行う場合、相手方の住所及び氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託を行う理由及び再委託費について実施計画書に記載する必要があるため、御留意ください。

4. 選定件数

- 問4-1 選定件数はどの程度を予定しているか。
- 答 南米地域について1件を予定しています。詳細は公募要領の「2.事業の概要」を 御参照ください。
 - 問4-2 具体的な予算額はどの程度を予定しているか。
- 答 1年 80,005 千円を上限として予定しています。詳細は公募要領の「2.事業の概要」を御参照ください。
 - 問4-3 毎年度の交付額は、公募要領に記載されている基準額が4年間保証されるか。
- 答 予算に関しては、予算編成及び国会での議決を経て決定されることとなりますので、4年間の支援及び支援額を必ず保証するものではありません。

また、毎年度のフォローアップ及び支援開始から3年目に実施する中間評価の結果は、委託費の配分に勘案するとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求める場合があります。

5. 実施期間等

- 問5-1 委託期間は、必ず4年間である必要があるか。
- 答 委託期間の上限が4年間となります。それよりも短くても構いません。
 - 問5-2 実施期間の3年目に中間調査を実施するとあるが、具体的にはどのよう な調査を予定しているか。
- 答 成果指標や事業の進捗状況を踏まえ、中間調査以降、目標の達成が見込まれるか否 かについて主に調査します。
 - 問5-3 委託期間終了と同時に本事業を終了してもよいか。
- 答 本事業において実現を目指す日本留学サポート体制は、委託期間中のみ機能させる ことを目的とするものではなく、委託期間終了後も維持されるものとしての構築を想 定しています。そのため、もし実施法人が本事業を終了させる場合は、構築した日本 留学サポート体制の維持・継承について考慮する必要があります。

- 問5-4 事業開始日予定の令和2年4月1日から海外拠点やサテライト拠点にお ける活動を開始しなくてはならないか。
- 答 留学コーディネーター等の人員の雇用手続等に一定の期間を要すると思われますので、令和2年4月1日から直ちに海外拠点やサテライト拠点の活動を開始する必要はありませんが、活動開始時期も含め評価の対象となりますので、なるべく早く活動を開始できるよう計画を策定してください。

6. 事業の実施

- 問6-1 事業開始後に実施計画を変更することは可能か。
- 答 不可能ではありませんが、変更内容によっては有識者委員会等に諮る必要がありま すので、お早めに文部科学省まで御相談ください。
 - 問6-2 事業開始後の実施計画の軽微な変更であれば、届け出ればよいか。
- 答 軽微な変更かどうかについて、まずは文部科学省まで御連絡ください。

7. 経費

- 問7-1 採択された場合、事業開始前(契約締結前)に実施した事業について遡って経費を充当できるか。
- 答 契約締結後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、締結前 に遡って経費を充当することはできません。
 - 問7-2 契約額は、どのように算定されるか。
- 答 委託費の配分は、「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会」における審査結果 等を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各機関からの申請額に基づき、計画の内容、 経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において委託契約額を決定します。
 - 問7-3 委託契約額に合わせる形で申請時に内容を変更することは可能か。
- 答 委託契約先の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画 を変更することは原則認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を 立てた上で提出してください。
 - 問7-4 実施計画書に定める事業担当者(申請法人在籍の教職員)について、人件 費を支出することは可能か。
- 答 実施計画書上の事業担当者は、申請の時点で当該申請法人の常勤の教職員である必要があるため、人件費を支出することはできません。
 - 一方、新たに留学コーディネーターを雇用する等、本事業のために雇用された方の 人件費については支出可能です。

- 問7-5 既に在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。
- 答 本事業の対象経費となる人件費は、本事業を遂行するために直接従事することとなる方の人件費にのみ使用することができます。問のような間接的に必要となった経費は対象となりません。
 - 問7-6 本委託費から人件費を支出されている教員が、他の競争的資金を受けて 教育研究を行うことは可能か。
- 答 雇用上のエフォートを管理した上で研究等を行うことは可能です。その際は、本事業に従事した部分のみ、本委託費から支出可能です。なお、他の競争的資金において 定められている使用ルールを必ず遵守してください。
 - 問7-7 採択された事業計画が、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも委託費を使用することは可能か。
- 答 採択された事業計画の一部の取組が、他の補助金等により経費措置を受けているものと重複する場合、その取組については、本委託費を充てることはできません。申請に当たっては、既に行っている補助事業等に十分留意してください。
 - 問7-8 学生への経費(奨学金や交通費等)を支出することは可能か。
- 答 本事業は計画の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生個人に課される費用は対象としていません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いような支出に関しては、原則、本委託費から支出することはできません。

なお、役務として本事業の実施に学生が携わる場合(海外現地での留学フェアに講演者として参加する場合等)は、役務に対する謝金や旅費を学生に支出することが可能です。

- 問7-9 申請法人の海外現地での施設使用料等に費用を充当することは可能か。
- 答 一般管理費等に充当することは可能ですが、申請法人が対価として金銭を得ること はできません。

なお、本事業における支援の対象は、大学等が行う取組の中で必要となる経費であるとともに、その執行に当たっては、最小の予算で最大の効果が得られるよう、コストが抑えられた提案である必要があります。既存の設備・備品の使用について検討し、必要額を抑えた上でご申請ください。

- 問7-10 学生や連携機関等に、イベント等で何らかのグッズ等の配布を行うことは可能か。
- 答 不可能ではありませんが、現金同等物や食品等、個人への財政的支援とみなされか ねないものは、一切認められません。他のものであっても、その必要性について検討 する必要があります。

8. 審査方法・基準等

- 問8-1 有識者による「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会」の構成員は どのような者か。
- 答 大学関係者、政府関係機関、企業関係者等の中で、留学生事業に造詣がある者から 選任しています。
 - 問8-2 「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会」の委員の氏名は公表されるか。
- 答 選定結果公表後に、委員の氏名を公表いたします。
 - 問8-3 面接審査が実施される場合、申請法人以外の者が出席することは可能か。
- 答 面接審査の詳細な実施方法については、対象となる申請法人におって御連絡いたしますが、申請内容に応じ重要な連携先の関係者は出席を認めることを想定しています。

9. その他

- 問9-1 中間評価、事後評価はどのように行われるか。また、評価基準はどのよう なものになるか。
- 答 今後、実施委員会等で審議・決定し、おって御連絡する予定です。
 - 問9-2 毎年度のフォローアップはどのように行われるか。
- 答 各実施法人に対して毎年度の実施内容や各種指標の実績値について報告を求め、文 部科学省において進捗状況の確認を行う予定です。